

津守下水処理場消化ガス有効利用事業

実 施 方 針

令和 8 年 7 月

大阪市建設局

津守下水処理場消化ガス有効利用事業 実施方針

<目 次>

第1章	事業内容に関する事項	1
1-1	事業名称	1
1-2	事業対象箇所	1
1-3	事業目的	1
1-4	事業概要	1
1-5	事業範囲	1
第2章	応募に関する条件等	3
2-1	応募者の構成等（予定）	3
2-2	応募資格要件	3
第3章	応募の手続き等	5
3-1	事業者の募集・選定スケジュール	5
3-2	技術的対話の実施	5
3-2-1	実施要綱	5
3-2-2	対話時の留意事項	6
3-3	実施方針等に対する質問及び回答	6
3-3-1	質問方法	6
3-3-2	受付期間	6
3-3-3	質問送付先	6
3-3-4	回答方法	6
3-4	分析試料の提供	6
3-5	応募にあたっての留意事項	6
3-5-1	実施方針等の承諾	6
3-5-2	応募に係る費用	6
3-5-3	公正な応募の確保	6
第4章	優先交渉権者の選定方法等	7
4-1	優先交渉権者の選定方法	7
4-2	検討会議の設置	7
4-3	優先交渉権者の選定	7
4-4	審査結果の通知及び公表	7
4-5	優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明	7
第5章	優先交渉権者選定後の手続き	8
5-1	基本協定の締結	8
5-2	次点交渉権者との協議	8
5-3	SPC の設立	8
5-4	事業契約の締結	8
5-4-1	事業契約書の作成	8
5-4-2	事業契約内容	8

5-4-3	事業契約に係る契約書作成費用	8
5-4-4	契約保証金	8
5-4-5	手続き費用	8
第6章	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	9
第7章	事業の継続が困難となった場合の措置	9
第8章	その他	9
8-1	本事業の担当部局	9
別紙	リスク分担表（案）	10

【用語の定義】

- ・「維持管理・運営」とは、事業者の責任において、本施設の運転管理、保全管理及び改築更新を適切に実施し、施設を健全に保ち、本事業を営むこと並びに消化ガス売買を行うことをいう。
- ・「SPC」とは本事業の実施を目的として設立される特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- ・「応募者」とは、本事業に応募する単独企業又は応募グループをいう。
- ・「応募グループ」とは、複数の企業からなるグループをいう。
- ・「確認」とは、事実の存否を認定することをいう。事業者の行う行為を市が確認する場合、当該確認の対象事実の全部又は一部について、市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「環境価値」とは、温室効果ガス排出量を削減した取り組みにより得られる価値をいう。
- ・「基本協定」とは、事業契約の締結に向けた双方の協力等について定めることを目的として、市と優先交渉権者が締結する協定のことをいう。
- ・「検討会議」とは、市が設置する「津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議」をいう。
- ・「構成員」とは、応募グループを構成する企業をいう。
- ・「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいい、本事業を実施することを目的とするものをいう。
- ・「事業契約」とは、本事業の実施に当たり、市と事業者が締結する契約をいう。
- ・「事業提案書」とは、本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- ・「事業用地」とは、本事業を行うための用地として要求水準書に基づき指定された敷地をいう。
- ・「実施方針等」とは、実施方針、要求水準書（案）及び様式集、その他市が公表した書類並びに左記に関する質問回答書をいう。
- ・「承諾」とは、事業者が書面で申し出た必要な事項について、市が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任により作成した書面の内容を、あくまで市の観点から承諾するものであり、承諾によって市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「設計・建設」とは、事業者の責任において、本施設の設計・建設業務を行うことをいう。
- ・「代表企業」とは、構成企業の中から、応募者を代表して応募手続等を行い、当該応募者が本事業を受注した場合、引き続き代表者として市との連絡窓口となる者をいう。
- ・「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗

力」に含まれないものとする。

- ・「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- ・「法令等の変更」とは、法令等が制定又は改廃されることをいう。
- ・「本事業」とは、本処理場にて消化ガス有効利用施設の設計・建設及び維持管理・運営を実施する「津守下水処理場消化ガス有効利用事業」をいう。
- ・「本施設」とは、本事業の消化ガス有効利用施設をいう
- ・「本処理場」とは、津守下水処理場をいう。
- ・「優先交渉権者」とは、検討会議による審査の結果、市より優先交渉権を与えられた者をいう。

第1章 事業内容に関する事項

1-1 事業名称

津守下水処理場消化ガス有効利用事業

1-2 事業対象箇所

対象の下水処理場は、次の処理場とする。

- ・津守下水処理場（大阪府大阪市西成区津守2丁目7番13号）

1-3 事業目的

本事業は、大阪市（以下「市」という。）がバイオマス資源である消化ガスを供給し、事業者がこれをエネルギーとして有効利用することで、再生可能エネルギーの有効活用を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

1-4 事業概要

本事業は、津守下水処理場で発生する消化ガスを市から事業者売却し、事業者は処理場内に整備した有効利用施設を用いて有効利用し、再生可能エネルギーの売却等により収入または支出抑制効果を得て、これにより有効利用施設*の設計・建設、維持管理・運営、撤去、環境価値の譲渡までの経費をすべて賄うものである。（※消化槽の加温に必要な熱量の供給を含む）

本事業の詳細は、本実施方針のほか、今後公表予定の要求水準書等を参照すること。

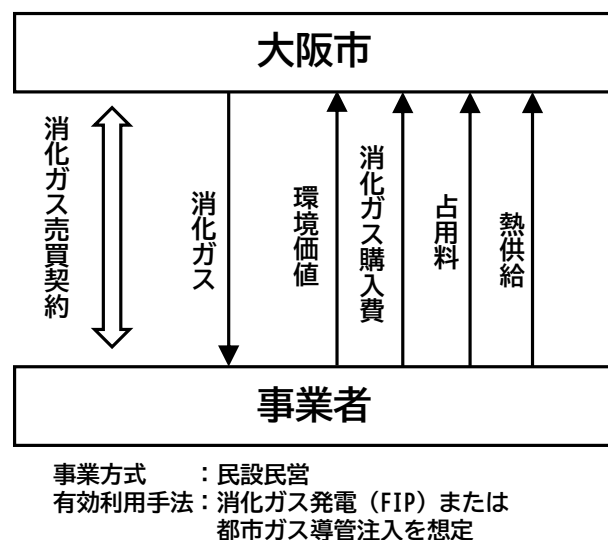


図 1-1 事業スキーム図

1-5 事業範囲

事業者の事業範囲は、次のとおりとする。

(1) 消化ガス有効利用事業の開始手続き

事業者が再生可能エネルギーの生成及び売却を行うために必要となる事業認定、契約、法規制上の事務手続等、事業実施に必要な一切の開始手続を行い、事業開始までに完了する。手続に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

(2) 消化ガス有効利用施設等の設計、建設及び維持管理・運営

事業者は、自らの責任と費用負担において、実施方針等を満たす消化ガス有効利用施設の設計、建設を行い、当該施設の維持管理・運営を行う。

(3) 消化ガスの買取り及び下水処理場への熱供給

事業者は、維持管理・運営期間を通じて提案買取り価格にて市より消化ガスを買取るとともに、消化槽の加温に必要な熱量を無償で供給する。

(4) 有効利用事業終了後の消化ガス有効利用施設等の撤去

事業者は、有効利用事業終了後、自らの責任と費用負担において、消化ガス有効利用施設の撤去を行う。

(5) 環境価値の譲渡

事業者は、要求水準書で指定する環境価値を、市に譲渡する。

(6) 事業期間

事業者は、基本協定の締結後、事業実施に必要な一切の開始手続きを完了し、消化ガス有効利用事業契約（以下「事業契約」とする。）を締結する。事業者は令和 12 年 4 月 1 日に有効利用事業の運営を開始し、維持管理・運営期間は 20 年間とする。

ただし、事業者が設計・建設を上記期間内までに完了させ、かつ有効利用施設の通常運転が可能となった段階で、市の承諾を得て、維持管理・運営開始日を早めることができる。

この場合、その維持管理・運営開始日から 20 年間を維持管理・運営期間とする。また、有効利用事業終了後、6 ヶ月以内に本下水処理場から施設の撤去を行うものとする。

(7) 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって整備した消化ガス有効利用施設を用いて有効利用を行い、再生可能エネルギーの売却代金を収入とする。

(8) 市の収入

市は事業者への消化ガスの売却代金及び事業者からの占用料をもって収入とする。

(9) 消化ガス売却額

消化ガス売却単価は、11 円/Nm³（消費税等を含まない。小数点第 2 位まで表示すること。）を下限※とし、事業者からの提案額とする。（※環境価値の譲渡に係る事業者の費用を考慮し下限値を設定している）

(10) 関連法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、設計、建設及び維持管理・運営の提案内容にあわせて要求水準書に示す関連法令、市の条例及び要綱等を遵守すること。

第2章 応募に関する条件等

2-1 応募者の構成等（予定）

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、単独企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募グループの構成員は、他の応募者と重複参加できないものとする。
- (3) 本事業の主たる業務※は、市の承諾を得ることなく単独企業又は応募グループの構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない。
※本事業の主たる業務とは、消化ガス有効利用施設の設計、建設、維持管理・運営（生成物の売却を含む）において、総合的に企画、指導及び調整を行うことをいう。
- (4) 応募グループが優先交渉権者となった場合、JVによる事業実施又はSPCによる事業実施は任意とする。また、単独企業によるSPCの設立及び事業実施も可能とする。
- (5) SPCを設立する場合、代表企業は議決権比率かつ持ち株比率で最大の出資比率となるものとし、また、全ての構成企業がSPCへ出資するものとする。
- (6) SPCを設立する場合、本事業の業務を実施する企業以外の出資は認めない。

2-2 応募資格要件

- (1) 応募者（応募グループの場合、構成員のすべて）は、応募する日において、次の要件をすべて満たすものとする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
 - ③ 応募する日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 直前2年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税等の滞納がない者であること。
 - ⑤ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること。
 - ⑥ 津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。
 - ⑦ 市が本事業の契約支援業務を委託している者及び当該契約支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。
 - ・株式会社N J S
 - ・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

- (2) 応募者（応募グループの場合、構成員のいずれか）は、次の要件をすべて満たすものとする。
- ① 令和6・7・8年度本市入札参加有資格者名簿（工事）に登録されており、かつ応募する日において、09B 諸設備工事（上下水道施設工事）に登録されていること。
 - ② 建設業法に基づく「機械器具設備工事業」又は「水道施設工事業」の特定建設業許可を有すること。
 - ③ 応募する日において、建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
 - ④ 応募する日において、建設業法第27条の第23項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。
 - ⑤ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」でないこと。
 - ⑥ 以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 平成22年度以降の日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを精製利用した発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模が1,000kW以上の消化ガス発電設備を元請（共同企業体の場合は代表者に限る）として、自社にて設計・施工（施工中は除く）の実績を有していること。ただし、補修工事は施工実績から除く。
 - イ 平成22年度以降の日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを精製利用したFIT制度又はFIP制度による発電事業（単一事業で発電能力の合計規模が1,000kW以上）の実績を有していること。ただし、事業実施主体からの下請けは実績から除く。
 - ウ 平成22年度以降の日本国内でのバイオマス由来のメタン発酵ガスを精製利用した自動車燃料利用又はガス導管直接注入のためのガス精製設備に係る事業（実証事業も可とする）の実績を有していること。

第3章 応募の手続き等

3-1 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集開始から事業契約締結までは、次のスケジュールにより行う予定である。

表 3-1 事業契約締結までのスケジュール（予定）

	内容	日程
1	実施方針等の公表	令和 8 年 7 月 31 日(金)
2	技術的対話資料受付	～令和 8 年 8 月 6 日(木)
3	技術的対話の実施	令和 8 年 8 月 17 日(月)
4	実施方針等に対する質問及び意見受付	～令和 8 年 8 月 19 日(水)
5	実施方針等に対する質問及び意見への回答公表	令和 8 年 8 月 31 日(月)
6	募集公告	令和 8 年 10 月 1 日(木)
7	現場説明会の実施 募集公告に対する質問受付 参加資格確認申請書受付	令和 8 年 10 月
8	募集公告に対する質問への回答公表	令和 8 年 11 月
9	提案受付	～令和 9 年 4 月上旬（価格以外） ～令和 9 年 5 月上旬（全体）
10	プレゼンテーション	令和 9 年 5 月中旬
11	優先交渉権者の選定及び公表	令和 9 年 5 月下旬
12	基本協定の締結	令和 9 年 6 月中旬

3-2 技術的対話の実施

実施方針等の内容に関する事業者からの質問に市が回答するにあたり、市と事業者の齟齬を解消するために、希望する全事業者に対して、技術的対話を実施する。技術的対話を希望する事業者は、受付期間内に対話用の資料を市に提出する。

3-2-1 実施要綱

- (1) 受付期間は、令和 8 年 7 月 31 日（金）から令和 8 年 8 月 6 日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 対話用資料は、様式 3（Microsoft Office Excel）を用いて作成すること。
- (3) 資料の提出に際して、電子メールの送付先は tsumoriyuukouriyous@city.osaka.lg.jp（大阪市建設局下水道部調整課）、電子メールの件名は「【資料】津守下水処理場消化ガス有効利用事業対話用資料（企業名）」とする。
- (4) 対話資料と併せて、質問書の素案を提出すること。質問書は下記「実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及びこれらに対する回答」に添付の資料を使用してください。
- (5) 技術的対話の実施日程は、令和 8 年 8 月 17 日（月）とし、市において実施時刻を調整し、メールで事業者に連絡する。
- (6) 場所等の具体的な実施内容は、別途連絡する（Web 開催とする場合がある）。

3-2-2 対話時の留意事項

- (1) 市は事業者から提出された対話用資料及び対話の内容を他の事業者に開示しない。
- (2) 対話時間は応募者につき2時間を上限とする。
- (3) 対話の過程で提案の審査・評価は行わない。
- (4) 双方確認する形での議事録は作成しない。
- (5) 対話内容は両者を拘束しないものとする。
- (6) 市から正式な回答が必要な事項は、3-3に示す方法で質問すること。

3-3 実施方針等に対する質問及び回答

3-3-1 質問方法

質問は書面（様式1及び様式2：Microsoft Office Excel）により行うこととし、電子メールにより受付する。電子メール送信後、市から質問書を受領した旨の電子メールを送付するため、これを確認すること。

3-3-2 受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月19日（水）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

3-3-3 質問送付先

メールアドレス：tsumoriyuukouriyous@city.osaka.lg.jp（大阪市建設局下水道部調整課）
件名は、「津守下水処理場消化ガス有効利用事業実施方針等についての質問（企業名）」とする。

3-3-4 回答方法

回答は、令和8年8月31日（月）（予定）に市のホームページ上で公表する。

3-4 分析試料の提供

事業者が、本事業の提案にあたり、消化ガス成分の分析を希望する場合、市は分析試料（消化ガス）を提供する。詳細は後日公表する募集要項で示す。

3-5 応募にあたっての留意事項

3-5-1 実施方針等の承諾

応募者は、実施方針等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

3-5-2 応募に係る費用

本事業への応募に係る費用は全て応募者の負担とする。

3-5-3 公正な応募の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。

第4章 優先交渉権者の選定方法等

4-1 優先交渉権者の選定方法

本事業は、事業者が本実施方針2-2応募資格要件に規定する要件を充足しており、かつ事業者の提案内容が技術的観点から市が定める基準等を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

4-2 検討会議の設置

市は、学識経験者等を委員とする「津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議」（以下「検討会議」という。）にて専門的見地からの意見を聴取し、提案内容の審査を行う。

検討会議は、市へ専門的な助言を行うため、各応募者からのプレゼンテーションを受ける。このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものである。

なお、本事業の優先交渉権者選定までの間に、事業者選定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が、検討会議委員に面談を求めること、また、応募者のPR書類等提出すること等により、自己を有利に、又は他の応募者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

表 4-1 消化ガス有効利用事業検討会議の委員（敬称略）

区 分	氏 名	所属・役職
委員長	貫上 佳則	桃山学院大学工学部工学科 特任教授
委 員	伊與田 浩志	大阪公立大学大学院工学研究科 教授
委 員	高島 康德	公認会計士

4-3 優先交渉権者の選定

検討会議は応募者からの提案書類を、専門的見地から考察し、市に助言を行う。市は、検討会議からの助言を基に審査し、最も優れていると認めた応募者を選定し、優先交渉権者とする。

市は優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者と基本協定を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次に提案内容の優れた応募者から順次協議し、次点交渉権者を優先交渉権者として選定する。

4-4 審査結果の通知及び公表

市は、優先交渉権者の選定後、審査結果の通知を行い、市のホームページ上にこれを速やかに公表する。

4-5 優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明

優先交渉権者とならなかった者は、その理由について疑義がある場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含む）以内に、書面により市に対して理由の説明を求めることができる。

市は、説明を請求された日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。また、事業提案書が要求水準書等を満たしておらず、失格となった場合もこの場合を含める。

第5章 優先交渉権者選定後の手続き

5-1 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、優先交渉権者選定後速やかに、本事業に係る事業契約の締結等に向けた基本協定を締結し、両者の義務について規定するとともに、事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定める。

5-2 次点交渉権者との協議

(1) 優先交渉権者と基本協定または事業契約が成立しない場合

市は、優先交渉権者と基本協定または事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(2) 事業契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

基本協定の締結までに優先交渉権者が前記2-2応募資格要件で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

5-3 SPC の設立

優先交渉権者は、SPC を設立する場合、基本協定締結後速やかに、事業契約の締結までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを大阪市内に設立し、商業登記簿履歴事項全部証明書を市に提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、消化ガス有効利用事業契約が終了するまで、SPCの発行済の全株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

5-4 事業契約の締結

5-4-1 事業契約書の作成

市と優先交渉権者（SPCを設立する場合、SPC）は、本事業に係る事業契約を締結する。

5-4-2 事業契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者が遂行すべき業務内容、消化ガス買取り代金の支払い方法及び違約金等を定める。

5-4-3 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書に係る印紙代等の費用は、事業者の負担とする。

5-4-4 契約保証金

事業者は、本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、一定の場合には、市は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。契約保証金は、事業者が設置した施設の撤去費または消化ガス購入料の年額相当額以上とする。

5-4-5 手続き費用

事業実施に必要な一切の手続きに係る一切の費用は、事業者の負担とする。

第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合の措置

詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

第8章 その他

8-1 本事業の担当部局

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
大阪市建設局下水道部調整課
電話：06-6615-7597
FAX：06-6615-7690
メールアドレス：tsumoriyuukouriyous@city.osaka.lg.jp

別紙 リスク分担表（案）

以下に示す表のリスク負担者のうち、○は主分担、△は副分担を表しているが、副分担の負担範囲・負担方法については、市と事業者が協議を行って決定する。なお、正式なリスク分担は基本協定に定める。

(1) 事業者選定段階

リスクの種類	摘要	負担者	
		市	事業者
実施方針リスク	募集内容の誤りに関するもの	○	
	市の責めに帰すべき事由による内容の変更	○	
契約不成立リスク	市の責めに帰すべき事由により、選定事業者と契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる等	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、選定事業者と契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる等		○
	上記以外の場合	○	○

(2) 共通段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			市	事業者
政策関連 リスク	法令変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるもの	△注 1	○
		上記以外の広く一般に適用される法令変更によるもの		○
	許認可・届出リスク	市が取得する許認可及び届出に関するもの	○	
		事業者が取得する許認可及び届出に関するもの		○
	税制リスク	法人税の変更に関するもの		○
		消費税等の変更に関するもの		○
		土地所有に関する新税	○	
		建物所有に関する新税		○
		その他新税に関するもの（法人の利益にかかる税を除く）	○	○
	施策リスク	市のエネルギー政策等の方針変更によるもの	○	
社会リスク	住民問題リスク	施設建設に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	○	
		維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		○
	環境リスク	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
		市の事由により、第三者に与えた損害に関するもの	○	
		事業者の事由により、第三者に与えた損害に関するもの		○
経済リスク	第三者賠償リスク	不可抗力により第三者に与えた損害	△注 1	○
		物価リスク		○
		金利リスク		○
債務不履行 リスク	制度適用リスク	売却益を確保するための制度の適用を受けられなかった場合		○
	契約解除リスク	事業者の債務不履行によるもの		○
		市の債務不履行によるもの	○	
	不可抗力リスク	天災等による設計変更・中止・延期	△注 1	○

注 1：市がリスクを負担する方法は、消化ガス買取単価の調整等による。

(3) 施設計画・設計段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			市	事業者
計画・設計 リスク	公開資料リスク	市による公開資料の誤り等に関するもの	○	
	事前調査リスク	事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○
	設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	○	
		事業者からの請負業者への指示、判断の不備による設計変更		○

(4) 施設建設段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			市	事業者
建設リスク	工事遅延リスク	工事が契約より遅延し、完工しないリスク		○
		市の要求による設計変更により遅延する、又は完工しないリスク	○	
	施工監理リスク	施工監理に関するリスク		○
	コスト・オーバーラン・リスク	市の指示による工事費の増大・予算超過	○	
		上記以外の工事費の増大・予算超過		○
		事業用地の配管等既設埋蔵物等による費用増加		○
	性能リスク	規定条件不適合		○
	施設・設備損傷リスク	使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○

(5) 維持管理・運営段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			市	事業者
性能リスク		規定条件不適合		○
収入リスク		再生可能エネルギーの売買価格等に起因する事業収入の変動		○
維持管理・運営コストリスク		市の責めに帰すべき事由による事業内容・用途変更等における維持管理・運営費の増大	○	
		上記以外の維持管理・運営費の増大		○
計画変更リスク		市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
		天災その他不可抗力によるもの	△注 2	○
施設・設備損傷リスク		劣化による施設・設備の損傷		○
		市の事由による事故・火災に伴う施設・設備の損傷		
		事業者の事由による事故・火災・その他、事業者の帰責事由に伴う施設・設備の損傷		○
消化ガスの変動リスク	ガス減少リスク	市が提供する消化ガス量に関するもの	△注 3	○
	性状変化リスク	市が提供する消化ガス性状に関するもの		○
環境価値の調達リスク	コスト増減リスク	市場価格の変動による調達コスト増減		○
	調達不可リスク	売買可能量が規定量を下回ることによる調達不可	○	
		上記以外による調達不可		○

注 2：市がリスクを負担する方法は、消化ガス買取単価の調整等による。

注 3：消化ガス量の最低供給量までの減少分は事業者が負担するが、それを超えて減少した場合、市は協議に応じる。

協議が整わない場合は、市が内容を決定する。

(6) 施設撤去段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			市	事業者
撤去リスク	工事遅延リスク	工事が契約より遅延し、完工しないリスク		○
		市の要求による設計変更により遅延する、又は完工しないリスク	○	
	施工監理リスク	施工監理に関するリスク		○
	コスト・オーバーラン・リスク	市の指示による工事費の増大・予算超過	○	
		上記以外の工事費の増大・予算超過		○